

インフルエンザなどの感染症に感染した場合の職業訓練受講給付金の支給申請などの取扱いが変わります

インフルエンザなどの感染症に感染した場合の職業訓練受講給付金の支給申請などについては、以下のとおりハローワークにおいて取り扱われることになりました。

1 欠席の取扱い内容

インフルエンザなどの感染症（2ページ参照）に感染したことを理由とする以下の①から④の欠席について、職業訓練受講給付金の支給要件の一つである出席要件（訓練には全て出席、やむを得ない理由による欠席の場合、「出席日数／出席すべき訓練実施日数」が8割以上）の算定に当たり、インフルエンザなどの感染症に感染して欠席した日数が「出席すべき訓練実施日数」（分母）から除かれることになりました。

なお、支給申請などの際に必要な確認書類は別紙をご確認いただき、不明な点があればハローワークにお問い合わせください。

《欠席の理由》

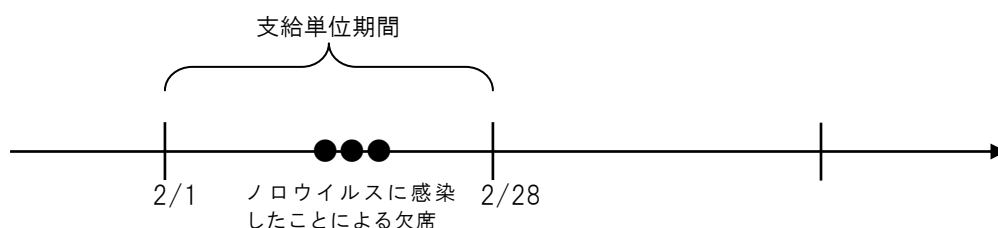
- ① 受講者本人がインフルエンザなどの感染症に感染した場合
- ② 親族（民法725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）がインフルエンザなどの感染症に感染し、医師または担当医療機関関係者（以下「医師等」といいます。）が受講者本人を含む親族の自宅待機が必要と判断した場合
- ③ 受講者の同居人（②以外の者）がインフルエンザなどの感染症に感染し、医師等が受講者本人を含む同居人の自宅待機が必要と判断した場合
- ④ 企業実習先において、受講者本人以外の者がインフルエンザなどの感染症に感染したことにより、受講者本人が訓練を受講できなかった場合

※ ②、③について、インフルエンザなどの感染症に感染した親族または同居人の看護のための欠席については、対象外となりますので御注意ください。

【例】ノロウイルスに感染したことにより欠席（3日）した場合の取扱い

- ・支給単位期間：2月1日～2月28日
- ・出席すべき訓練実施日数：19日
- ・出席日数：16日（3日間はノロウイルスに感染したため欠席）
- ・出席要件の算定：16日／16日（19日-3日）※

※ ノロウイルスに感染したことが確認できれば、出席すべき訓練実施日数（19日）からノロウイルスに感染して欠席した3日を差し引いて取り扱うことができます。



2 訓練実施施設への確認書類の提出

インフルエンザなどの感染症による欠席をした場合、訓練実施施設にも書類を提出する必要があります（職業訓練受講給付金の支給申請をされない場合も同様）。提出する書類については別紙をご確認ください（ハローワークに提出する書類の写しも可）。

3 修了要件における出席率の取扱い

求職者支援訓練の修了要件の一つである出席率（8割以上）については、他の病気等で欠席した場合と同様に欠席として数えますのでご注意ください。

《対象となる感染症の種類》

上記1の欠席の取扱いが可能な感染症は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する以下の感染症になります。

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
- インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）
- 百日咳 ○麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱）
- 結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ ○細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項 から第9項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

インフルエンザなどの感染症に感染したことの確認書類

以下により、インフルエンザなどの感染症に感染したことを確認します。

ただし、親族または同居人がインフルエンザなどの感染症に感染し、医師等が受講者本人を含めて自宅待機の指示をした場合には、親族または同居人が感染症に感染したことの確認書類が必要となります。

また、企業実習先において、受講者本人以外の方がインフルエンザなどの感染症に感染したことにより、受講者本人が訓練を受講できなかった場合は、訓練実施施設からの証明によりその事実を確認します。

《職業訓練受講給付金の支給申請時にハローワークに提出する書類》

I インフルエンザなどの感染症に感染していることの確認書類

※全ての書類が必要です。

- a 医療機関または調剤薬局の領収証
- b 処方箋袋（薬袋）
- c 薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局から処方箋（薬袋）と共に渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙）
- d 診療明細書
- e 特定求職者本人の書面による申告書（ハローワークで配布する書類）

※ 診療明細書（d）について、医療機関または調剤薬局から診療明細書が発行されなかった場合は、ハローワークにその旨申し出てください。ハローワークから医療機関または調剤薬局に確認させていただきます。

II 受講者と同居していることの確認書類

※ 以下の確認書類のうち、同居人の氏名と住所が確認できる書類1点をハローワークに提出してください。また、ハローワークへの提出の際は写しでも差し支えありません。

- 運転免許証 ○旅券 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種健康保険証
- 国民年金手帳 ○母子健康手帳 ○住民基本台帳カード（氏名、住所の記載のあるもの）
- 公共料金の領収書（住所の記載のあるもの） ○罹災証明書
- その他官公庁発行の書類など（氏名、住所の記載のあるもの）

III 企業実習先において、受講者本人以外の方がインフルエンザなどの感染症に感染したことにより、受講者本人が訓練を受講できなかった場合の確認書類

- 訓練実施施設が証明した感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書

《感染症を理由に訓練を欠席した受講者全員が訓練実施施設に提出する書類》

※両方の書類が必要です。

- 上記 I の a～ d のいずれか1つ以上の書類（ハローワークに提出する書類の写しでも可）
- 特定求職者本人の書面による申告書（訓練実施施設で配布する書類）

インフルエンザなどの感染症に感染したことの確認書類

	医療機関または調剤薬局の領収証(Ⅰのa)	処方箋袋(薬袋)(Ⅰのb)	薬剤情報提供書(Ⅰのc)	診療明細書(Ⅰのd)	特定求職者本人の書面による申告書(Ⅰのe)	受講者と同居していることの確認書類(Ⅱ)	感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書(Ⅲ)
受講者本人がインフルエンザなどの感染症に感染した場合(P1の1①)	○	○	○	○	○	-	-
親族がインフルエンザなどの感染症に感染し、医師等が受講者本人を含む親族の自宅待機が必要と判断した場合(P1の1②)	○ ※親族の書類	○ ※親族の書類	○ ※親族の書類	○ ※親族の書類	○	-	-
受講者の同居人がインフルエンザなどの感染症に感染し、医師等が受講者本人を含む同居人の自宅待機が必要と判断した場合(P1の1③)	○ ※同居人の書類	○ ※同居人の書類	○ ※同居人の書類	○ ※同居人の書類	○	○ ※同居人の書類	-
企業実習先において、受講者本人以外の者がインフルエンザなどの感染症に感染したことにより、受講者本人が訓練を受講できなかった場合(P1の1④)	-	-	-	-	-	-	○ ※訓練実施施設が証明します

※別添1②の場合には、当該親族のⅠのaからdの確認書類及び受講者本人によるⅠのeの申告書をハローワークに提出してください。

※※別添1③の場合には、当該同居人のⅠのaからdの確認書類、受講者本人によるⅠのeの申告書及び当該同居人のⅡの確認書類をハローワークに提出してください。

※※※Ⅰのeの書類はハローワークで配布しております。

※※※※Ⅲの書類は訓練実施施設で配布します。

確認書類については、ご自身で判断することなく、必ず事前にハローワークに直接お問い合わせください。